もとより，これを認めるとしても，本来的に求められるべきところとは異なった令状によるものとなる以上，刑訴法１条の精神を踏まえたすぐれて高度の司法判断として是認できるような場合に限定されよう。したがって，ごく限られた極めて重大な犯罪の捜査のため，対象車両の使用者の行動の継続的，網羅的な把握が不可欠であるとの意味で，高度の必要性が要求される。さらに，この場合においても，令状の請求及び発付は，法廷意見に判示された各点について十分配慮した上で行われなければならないことはいうまでもない。このように，上記のような令状の発付が認められる余地があるとしても，そのためには，ごく限られた特別の事情の下での極めて慎重な判断が求められるといえよう。

検察官榊原一夫，同宇川春彦　公判出席

平成29年３月15日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官　寺田　逸郎
裁判官　岡部喜代子
裁判官　大橋　正春
裁判官　小貫　芳信
裁判官　鬼丸かおる
裁判官　木内　道祥
裁判官　山本　庸幸
裁判官　山﨑　敏充
裁判官　池上　政幸
裁判官　大谷　直人
裁判官　小池　　裕
裁判官　木澤　克之
裁判官　菅野　博之
裁判官　山口　　厚

裁判官大谷剛彦は，退官のため署名押印することができない。

裁判長裁判官　寺田　逸郎

告　　示

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

九州運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第５号）、九州海上旅客運送業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第６号）、九州漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第７号）及び九州漁業（大中型まき網）最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成29年４月５日

九州運輸局長　佐々木　良

１．九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「245,150円」を「246,150円」に、「228,700円」を「229,700円」に、「186,550円」を「187,550円」に、「177,250円」を「178,250円」に改める。

２．九州海上旅客運送業最低賃金第４項中「240,100円」を「241,300円」に、「172,110円」を「173,310円」に改める。

３．九州漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「180,200円」を「180,500円」に改める。

４．九州漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「186,500円」を「190,000円」に、「173,050円」を「174,000円」に改める。

附　則

この公示は、平成29年５月５日から効力を生ずる。

最低工賃の改正決定に関する公示

山梨労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、山梨県電気機械器具製造業最低工賃（平成17年山梨労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成29年４月５日

山梨労働局長　木幡　繁嗣

山梨県電気機械器具製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　山梨県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品　目	工　　程		規　格	金額
ビニル線	端末加工	より及び予備はんだ付け	しん線の断面積が0.3平方ミリメートル以上2.0平方ミリメートル以下のもの	１か所につき50銭
コイル	からげ（１か所につき、４回以内からげて切るものに限る）		線径0.3ミリメートル以上1.2ミリメートル以下のもの	１か所につき77銭
コネクター	差し（リード線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう）			１端子につき47銭

４　効力発生の日　平成29年５月５日

公　　告

諮　事　項

工場財団

千葉県成田市西三里塚１番地74旭ルーミー成田47号館202**伊東貴史**の工場財団に福島県二本松市戸沢字上大畑107番地二本松市戸沢上大畑発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年４月５日

福島地方法務局二本松出張所

千葉県成田市西三里塚１番地74旭ルーミー成田47号館202**伊東貴史**の工場財団に福島県石川郡古殿町大字松川字荷市場22番地１福島県石川郡古殿町松川荷市場発電所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年４月５日

福島地方法務局白河支局

金融商品取引業者の登録取消し処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、次のとおり同法第29条の金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　マクベスフィナンシャルステーション株式会社（金融商品取引業者登録簿上の商号：プライベートウェルスマネジメントジャパン株式会社）

２．本店所在地　東京都港区虎ノ門四丁目３番１号

３．登録番号　関東財務局長（金商）第1926号

４．登録年月日　平成20年６月23日

５．登録の取消年月日　平成29年３月28日

平成29年４月５日

関東財務局長　小野　　尚

適格機関投資家等特例業務届出者の業務廃止命令処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第63条の５第３項の規定に基づき、次の適格機関投資家等特例業務届出者に対し、業務の廃止を命じたので、同法第63条の５第６項の規定により公告する。

１．業務廃止を命じられた適格機関投資家等特例業務届出者の商号等

・商　号　ＩＮコンサルティング株式会社
所在地　東京都中央区銀座３－９－18東銀座ビル４階　403号室

２．業務廃止命令年月日　平成29年３月28日

平成29年４月５日

関東財務局長　小野　　尚

鉱業法第142条の規定による公告

経済産業省公告第27号

次に掲げる鉱業権者の所在が不分明であって、鉱業権の取消通知を送達することができないので、鉱業法第142条の規定により、鉱業原簿に記載された住所の所在地の区役所に下記のとおり通知の内容を掲示した。

登録番号　京都府採掘権登録第170号　鉱業権者　東京都港区高輪二丁目16番32号（住所）　株式会社ＯＳＣ（氏名）

記

(1)　処分の内容　鉱業法第55条の規定による鉱業権の取消し

(2)　処分の日　平成29年２月20日

平成29年４月５日　　近畿経済産業局長